

(2) いじめ防止基本方針

<1. いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）>

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為で、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを全教職員が認識し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等のいじめ防止のための対策を講ずるものとする。

<2. いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割>

校長	松本 香薫
教頭	内田 匡宏
教務主任	田中 純子
生徒指導主事	中川 琢也
1 年学年団長	湯淺 有紀
2 年学年団長	高村 えりか
3 年学年団長	山下谷 美加
教育相談担当	山下谷 美加
養護教諭	釣見 優花
SSW 兼いじめ対応アドバイザー	西出 清浩
スクールカウンセラー	古本 裕子

いじめ問題対策チームの主な役割

- ・いじめを見逃さない学校づくり
- ・風通しのよい学校づくり
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめに関する校内研修等の計画、実施
- ・いじめや人権に関わる生徒会等の取組への支援
- ・いじめアンケートや面談の計画、実施、情報分析
- ・いじめ問題解決のための方針・対応策の検討・実施
- ・教育委員会等の外部関係機関・組織との報告・連絡・相談

＜3. いじめの未然防止＞

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、生徒をいじめに向かわせないため、以下の未然防止に取り組む。

（１）授業に関すること

① 生徒指導の４つの視点を取り入れた授業づくり

「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」に視点を置き、生徒が安心して授業に取り組める学習環境を整備する。

② わかる授業づくり

生徒が意欲的に学習に取り組めるような課題の提示、生徒同士の学び合いができる学習の場の設定等、授業づくりの工夫・改善に努める。

③ 授業規律の徹底

「なかうみスタイル」の定着をめざし、継続的な指導・支援を行う。

（２）生徒会活動に関すること

① 月別の心のテーマにあわせた活動の推進

月別に定められた重点目標を意識した学年や生徒会の取組や活動の見直しを進める。

（例）５月 「自主・自律」

- ・修学旅行や遠足等のきまりについて学年リーダー会で原案を作成し、クラス討議するなど自分たちで決めたルールを守るとともに、行事を通して新しい学級や学年の友だちと絆を深める機会とする。

- ・学年リーダー会や生活委員会を中心にベル着点検やノーチャイムデーの実施を通して、学校生活の見直しを図る。

② 人権週間にあわせた取組の実施

人権の大切さやいじめ防止について、生徒会執行部を中心に集会で呼び掛け、人権に関する意識を育てる。

③ ボランティア活動

校区の清掃ボランティアや募金活動を通して、感謝の気持ちや奉仕の精神を育てる。

（３）交流、体験的活動に関すること

① 生徒・保護者共同の行事の実施

年間計画に沿って生徒、保護者、学校職員で学校の清掃活動や親子ボランティアを実施し、地域への理解を深めたり、生徒・保護者間の交流を図ったりする。

② 小学生との交流

あいさつ運動を小学校と連携して開催したり、次年度入学生へ中学生が主体となって学校紹介に答えたりするなど、積極的に交流の機会を設ける。

（４）道徳教育や情報モラル教育に関すること

① 計画的な道徳教育の充実

道徳教育のねらいを全職員が共通理解し、学校教育全体を通して、道徳教育を実施し、生徒の心を育てるための教材や資料を充実させる。

② 情報モラル教育の推進

生徒の発達段階や実態に応じて、計画的な情報モラル教育を進め、相手を誹謗中傷する書き込みや個人情報の流失等がいじめやトラブルにつながる危険性を認識させる。また、保護者への啓発活動を行い、家庭でのルールづくりなどの協力を求める。

＜4. いじめの早期発見＞

いじめの早期発見のため、日頃から生徒の様子を把握し、生徒の小さな変化も見逃さないよう以下の取組を実施する。

（１）見守り・声かけ・観察等による状況把握と情報共有

- ① 多くの教職員の目で、授業や部活動、給食、清掃など学校生活のさまざまな場面で、生徒の様子を把握し、情報を共有する。

（２）定期的なアンケートや面談の実施

- ① いじめアンケートや学校生活アンケートの実施
いじめアンケートや学校生活に関するアンケートを実施し、生徒の理解に努める。
いじめアンケートは記名の有無など、生徒がいじめを訴えやすいよう工夫する。
(年２回、６月・１０月実施 生徒の実態に応じて、２月にも実施)
- ② 学級担任による計画的な個人面談の実施
(年２回、５月・１１月実施 生徒の実態に応じて、２月にも実施)
- ③ ＱＵアンケートの実施
結果を分析し、学級集団や個人の状況を把握するとともに、よりよい集団づくりに活用する。

（３）デイリーライフ・各種通信の活用

- ① デイリーライフを活用し、生徒とのコミュニケーションを深める。
- ② 学年・学級通信をはじめ各種通信を活用し、生徒の意見等を紹介するなど生徒間の相互理解を深めるとともに、生徒の考えや学校での様子を家庭へ情報発信する。

（４）いじめ相談体制や校内研修の充実

- ① 教育相談担当やスクールカウンセラーを中心とした相談しやすい環境づくりや担任等との連絡調整を進め、相談体制の周知を図る。
- ② いじめ対応アドバイザー等を活用し、いじめに関する校内研修を計画的に実施し、全職員のいじめ対応力の向上を図る。

＜5. いじめに対する措置＞

いじめを発見、通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策チームで協議し、方針の決定等、組織的に対応する。いじめの事実の有無の確認を行うとともに、概要を小松市教育委員会へ報告する。

（１）被害生徒・その保護者への対応

- ① 被害を訴えた生徒から話を聴く場合、他の生徒の目に触れないよう場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、いじめから絶対に守ることを伝え、安心して話ができるようにする。授業だけでなく休み時間や清掃時間等、全教職員で見守る体制を整備する。
- ② いじめを受けた子どもの気持ちを共感的に受け止めるとともに、長所を認め、自ら進んで取り組めるような活動を通して、自己肯定感や自信を持たせる。
- ③ 保護者には、本人の訴えを伝えるとともに、事実確認できた内容、学校の方針や体制を説明し、家庭での協力を得る。指導経過や取組の状況、被害生徒の学校の様子等を随時伝えていく。

（２）加害生徒・その保護者への対応

- ① 事実確認を行い、いじめた状況や原因を十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ② 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

- ③ 正確な事実を伝え、被害生徒やその保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする学校の方針や指導の内容を説明する。今後の関わり方や見守りについての具体的な助言をする。
- ④ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導に対しても協力を得る。

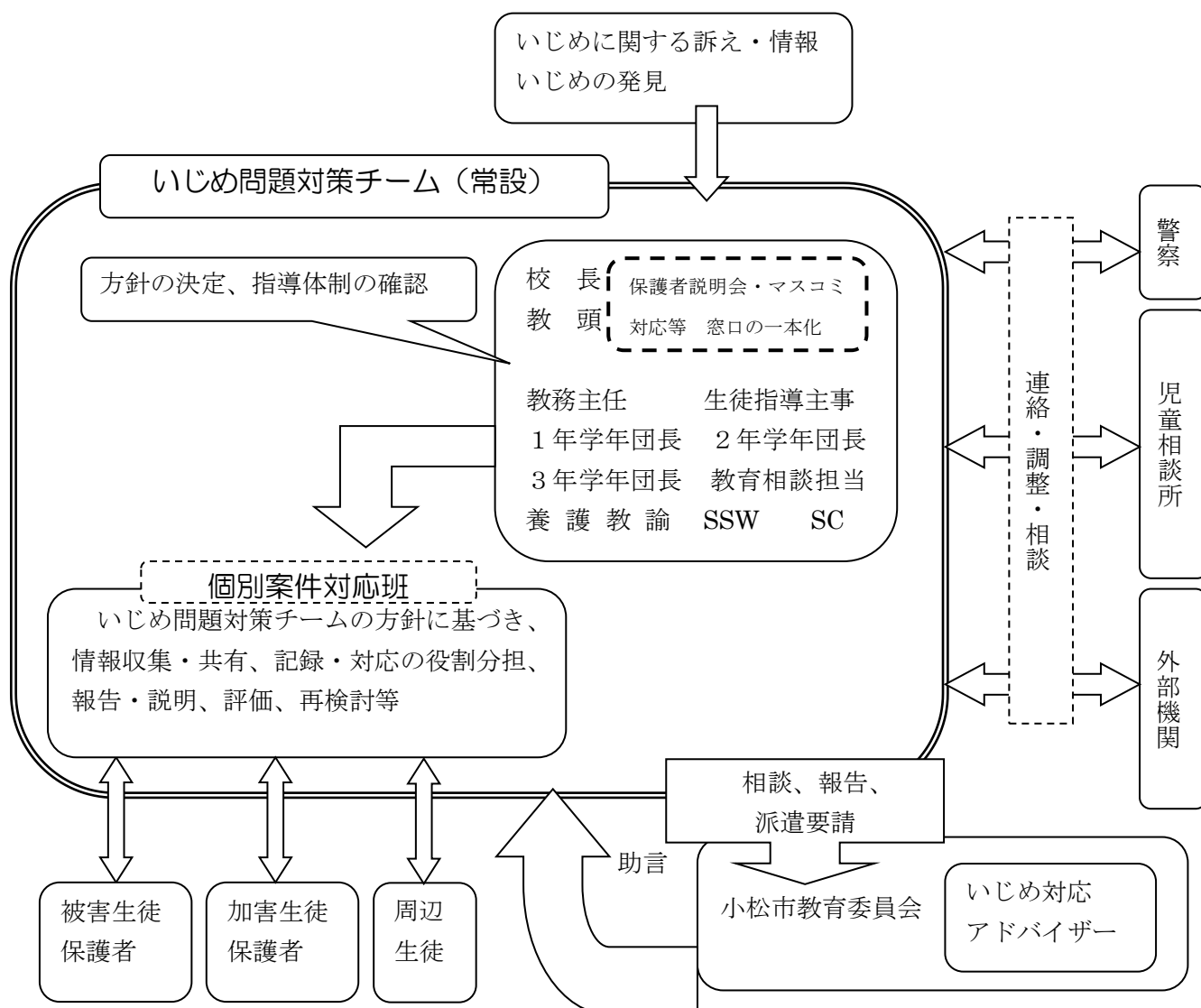
（３）いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 学級・学年・学校全体に、いじめは決して許されない行為であることを日頃から示し、いじめを見て見ぬふりをする行為等も、いじめの肯定・助長につながることを理解させる。
- ② いじめを訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させ、いじめを抑止できる集団づくりを支援する。

（４）インターネット等を通して行われるいじめへの対応

- ① 被害生徒やその保護者の了解のもと、アドレスや書き込み、画像等を保存し、確認する。
- ② 関係機関と連携し、掲示板の管理人やプロバイダー等に削除を依頼する。場合によっては、警察に相談し、協力を得る。
- ③ 誹謗中傷の書き込みはいじめであり許されない行為であること、匿名の書き込みも必ず個人が特定されること、悪質な場合は犯罪であり法に触れることを生徒に理解させる。

（５）緊急対応・連携図



＜6. 重大事態への対処＞

ここでの「重大事態」については、「いじめ防止対策推進法」第28条で以下のように定義されている。

(第1号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

(第2号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

第2号による「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

重大事態と思われる案件が発生した場合には、学校は直ちに小松市教育委員会に報告する。学校は小松市教育委員会の指導・支援のもと、ただちに調査組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この際、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

被害生徒及びその保護者に対しては、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。被害生徒に対して、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

< 7. 年間計画 >

	会議等	未然防止・早期発見等	保護者関係	生徒会活動等
4 月	・ いじめ防止方針等の確認、共通理解 いじめ問題対策チーム（常設）	・ 人間関係づくり ・ 学級ルールづくり	・ 育友会総会・学年懇談会（いじめに向けた取組、生徒の様子の説明等）	月別目標に沿った学年・委員会活動
5 月	個別案件対策班(事案発生時随時)	・ 学校生活アンケート ・ 個人面談 ・ 情報モラル教育（1年）		
6 月		・ いじめアンケート ・ Q U アンケート	・ 家族ボランティアDay	
7 月	・ Q U 結果をふまえての情報交換	・ 情報モラル教育（2年）	・ 個人懇談	
8 月	・ 生徒の情報交換 ・ いじめ対応アドバイザー派遣講座	スクールカウンセラー等による相談（随時）		・ 平和・人権集会
9 月				・ グッドマナーキャンペーン（小中交流）
10月	・ 取組の評価・点検（前期）	・ いじめアンケート ・ 学校生活アンケート		
11月		・ 個人面談 ・ Q U アンケート	・ 学年懇談会（生徒の様子、学年の状況説明等）	・ いじめや人権をテーマにした意見発表（文化祭）
12月	・ Q U 結果をふまえての情報交換		・ 個人懇談	・ 人権・いじめ防止に関する呼びかけ
1 月			・ 新入生保護者説明会（中学校の方針説明等）	
2 月	・ いじめ防止に関する取組の評価・点検（後期）	・ いじめアンケート（個人面談） ・ 情報モラル教育（3年）		
3 月	・ いじめ防止基本方針等の見直し ・ 取組の評価・点検（後期） ・ 引き継ぎ情報の作成等			・ 小中交流（中学校説明会）